

令和 7 年度 加西市奨学金支給者の募集について

加西市教育委員会

令和 7 年度加西市奨学金支給者を次の要項により募集します。

募集期間	令和 7 年 5 月 9 日 (金) ~ 令和 7 年 5 月 23 日 (金)
提出書類	申請書 (様式 1) またはオンライン申請
提出先	加西市教育委員会 学校教育課 (オンライン申請の場合は、持参不要)

加西市奨学金支給者募集要項

各自申請

(目的)

- 1 向学心に富み、進学 of 意欲と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給し、教育の機会均等をはかることを目的とする。

(支給の対象)

- 2 奨学金支給は、次の要件をすべて満たした生徒を対象とする。
 - (1) 保護者が市内に住所を有し、学校教育法に定める高等学校に在学していること
 - (2) 同一世帯の令和 6 年中の世帯の総所得が基準額以下であること

【所得基準額について】

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上 1 人増す毎に加算
基準所得	1, 668, 000	2, 137, 000	2, 499, 000	2, 673, 000	2, 933, 000	320, 000 円

※平成 18 年 4 月 1 日以前に生まれた方全員の所得を合算します。

(奨学金の額)

- 3 奨学金は、生徒 1 人に対し月額 6, 000 円 (1 年間) とする。

(申請方法)

- 4 以下の書類を加西市教育委員会 学校教育課へ提出またはオンラインで申請すること。

	提出書類名	備考
1	加西市奨学金支給申請書	保護者が作成

(決定の通知)

- 5 奨学金の支給は、教育委員会で決定し、7月下旬頃に学校長及び保護者宛に通知する。

(給付の方法)

- 6 奨学金は、学期毎に保護者名義の金融機関口座へ振込みにより支給する。
※特別な事情があり、教育委員会が必要と認める場合はこの限りではない。(要相談)

【支給時期】

1学期(4～7月)分	2学期(8～12月)分	3学期(1～3月)分
8月25日(月)	12月25日(木)	3月25日(水)

(奨学金の返還)

- 7 事実を偽りその他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた者(以下「奨学生」という)は、その額を返還しなければならない。

(給付の取消)

- 8 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、その翌月から奨学金の支給を取り消す。

- (1) 退学したとき
- (2) 性行が不良となったとき
- (3) 奨学金の支給を必要としなくなったとき
- (4) 本人が死亡したとき

(異動の届け出)

- 9 奨学生が次のいずれかに該当するに至ったときは、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学金の支給を辞退しようとするとき

(4) 住所その他重要な事項に異動があったとき

(給付の停止)

- 10 奨学生が休学したときは、その翌月より復学した月までの間、奨学金の給付を停止する。

(書類配布場所)

加西市教育委員会 学校教育課 (ホームページにも掲載)

11 その他

※申請書(様式1)の記入は、鉛筆、摩擦で消えるボールペンの使用不可

※以下のいずれかに該当する場合は、次の書類を別途提出する。

(提出書類)

- 単身赴任等で別居の保護者がいる場合または、高等学校等に在学する生徒と保護者の世帯が異なる場合

住民票謄本	別居の世帯について、世帯全員の住民票
所得・課税証明書(令和6年中所得)	別居の世帯について、平成18年4月1日以前に生まれた方全員分

※兄弟姉妹がいる場合は、1部で結構です。(上の学年の生徒の書類に添付してください)

- 令和7年1月2日以降に加西市に転入された方

所得・課税証明書(令和6年中所得)	世帯のなかで、平成18年4月1日以前に生まれた方全員分
-------------------	-----------------------------

※令和6年中の所得・課税証明書は、転入前の各市区町村役場にお問い合わせください。

< 問合せ先 >

加西市教育委員会 学校教育課 (市役所6階南側 ③番窓口)

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL: 0790-42-8772

< インターネット申請用 URL 及び QR コード >

<https://logoform.jp/form/5qiW/811567>

